

大韓民国産、中華人民共和国産及び台湾産熱延鋼帯・熱延鋼板に対する
不当廉売関税の課税に関する調査の開始

令和8年6月23日
関税・外国為替等審議会
関税分科会特殊関税部会
財務省関税局

大韓民国産、中華人民共和国産及び台湾※産熱延鋼帯・熱延鋼板の概要

貨物の概要

- 名称：熱延鋼帯及び熱延鋼板
- 輸入統計品目番号：7208.10号、7208.25号から27号、7208.36号から40号、7208.52号から54号、7208.90号、7211.13号、7211.14号、7211.19号、7225.30号、7225.40号、7225.99号、7226.91号及び7226.99号に含まれるもののうち、26品目（WTO協定・RCEP：無税）
（注）これらの番号に該当する全ての物品が対象となるとは限らない
- 特徴：鉄又は非合金鋼等のフラットロール製品（横断面が長方形の圧延製品であり、連続的に層状に重ねて巻いたもの又は巻いてないもので、一定の厚さ及び幅の基準を満たすもの（一部例外あり））のうち熱間圧延をした鋼帯及び鋼板

- 主な用途：自動車、電機、建材、容器、鋼管等

（外観）

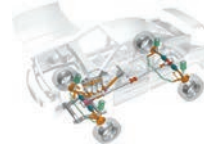


熱延鋼帯

（用途例）



自動車用ホイール



自動車懸架装置
（サスペンション）



ガスボンベ

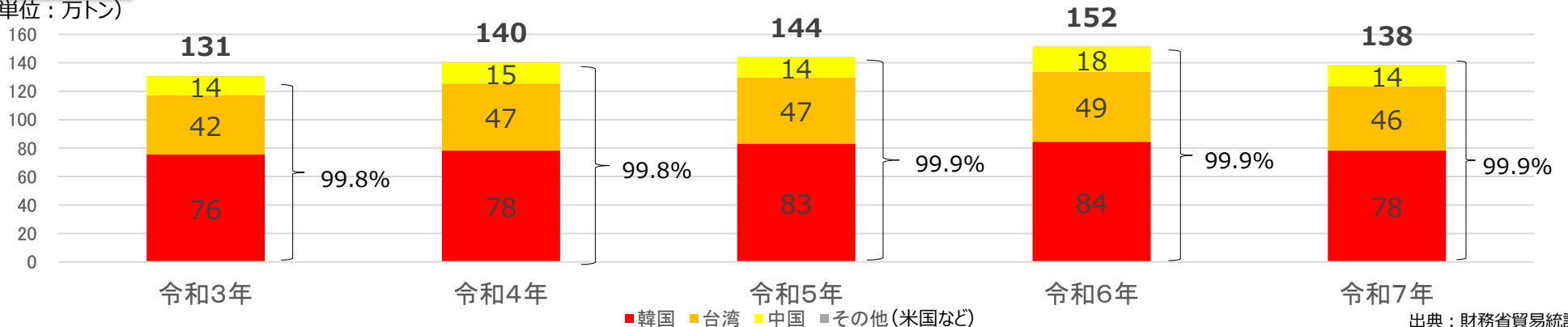


自動販売機
（出典：申請者提供資料）

輸入状況

過去5年間の輸入量の推移

（単位：万トン）



※台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖からなる独立の関税地域をいう。以下同じ。

調査開始の概要

- 本年2月27日、申請者（日本製鉄（株）、JFEスチール（株）、（株）神戸製鋼所及び（株）中山製鋼所）が大韓民国（以下「韓国」という。）、中華人民共和国（以下「中国」という。）及び台湾産の熱延鋼帯及び熱延鋼板に対する不当廉売関税の課税を求める申請書を提出。

申請書の概要

不当廉売がされた貨物の輸入の事実

- 韓国、中国及び台湾産品の本邦向け輸出価格は正常価格を下回っており、その不当廉売差額率は、韓国産が3%～20%、中国産が20%～40%、台湾産が3%～20%の間となる。
(参考) 不当廉売差額率 (%) = ((正常価格 - 輸出価格) / 輸出価格) × 100

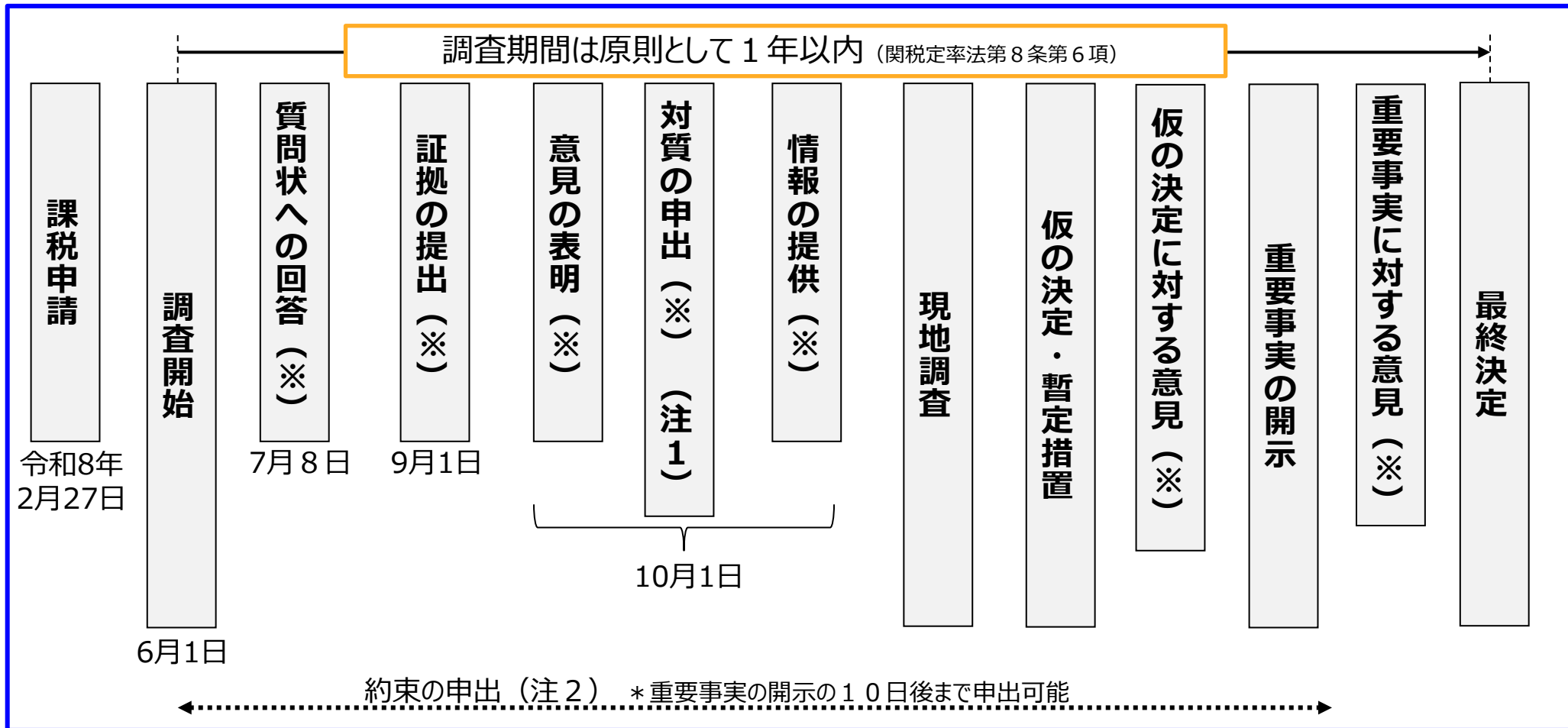
本邦の産業に与える実質的な損害等の事実

- 不当廉売がされた韓国、中国及び台湾産の熱延鋼帯及び熱延鋼板の輸入量が増加する一方で、本邦産品の国内販売量及び市場占拠率は減少している。
- 韓国、中国及び台湾産の熱延鋼帯及び熱延鋼板の国内販売価格は、本邦産品の価格を大幅に下回っているため、本邦産品の販売量が大幅に減少し、また、輸入品を引合いに値下げを要求され、本邦の産業は製造コストの上昇に応じた値上げを拒否された。
- 結果として、本邦の産業は売上高営業利益率が低い水準にとどまるなど、実質的な損害が生じている。

調査開始のための十分な証拠があり、必要と認められたため、本年6月1日に調査を開始

調査手続の流れ

(※) 利害関係者、ユーザー及び消費者団体による回答・証拠の提出や意見表明等の手続



(注1) 利害関係者は、意見が相反する他の利害関係者との対質を求めることができる。

(注2) 輸出者は、価格を修正する旨の約束又は輸出を取りやめる旨の約束の申出をすることができる。

- 調査は、原則として1年以内に終了することとされている。
- 利害関係者等からの証拠の提出等の機会を設けるとともに、要すれば、現地調査を通じて更なる証拠の収集や確認を行う。